

令和4年2月14日

(写)

銚子市長 越川 信一 様

銚子市国民健康保険事業の
運営に関する協議会
会長 鷲山 隆志

銚子市国民健康保険条例の一部改正について（答申）

令和3年12月23日付け銚子市第355号で諮問のありましたこのことについて、
下記のとおり答申いたします。

記

1 条例第14条に規定する基礎賦課額の保険料率の改正

基礎賦課額の保険料率のうち資産割「100分の20」を削除することについては、
諮問の内容を適当なものと判断する。

2 条例第18条の5に規定する介護納付金賦課額の保険料率の改正

千葉県が示した保険料必要額と比較して、介護納付金分保険料が不足しているこ
とは明らかである。

制度の趣旨を踏まえれば、介護保険第2号被保険者に負担を求めることはやむを
得ない。その一方で、40歳から64歳が対象である介護保険第2号被保険者は、
子育て世代とも重なることから、急激な負担増とならないよう配慮を求めたい。

については、今般、千葉県から最終的に示された確定係数による納付金額及び保険
料率が諮問時の仮係数による数値に比べ一定程度引き下げられていることから、保
険料率の引き上げ幅を縮小し、次の保険料率が適当なものと判断する。

(1) 所得割 「100分の1.8」を「100分の2.4」に改める。

(諮問は「100分の2.5」)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について「14,000円」を「19,000円」
に改める。(諮問は「20,000円」)

3 施行期日 令和4年4月1日

【附帯意見】

銚子市の国民健康保険事業特別会計では、平成27年度決算から繰上充用が常態化していたが、令和3年度末で解消の見込みとなった。このことから保険料率の適正化を図ろうとするものであるが、令和4年度以降の健全な財政運営を目指すため、次のとおり意見する。

- 1 累積赤字を令和3年度末で解消し、当該年度の決算処理においては、令和4年度予算からの繰上充用が発生しないようにすること。
- 2 診療報酬改定による影響等を踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しを行い、単年度収支が赤字にならない財政運営に努めること、また、不測の事態に備え、一定額の国民健康保険事業財政調整基金の確保に努めること。
- 3 はり・きゅう・マッサージ施術助成については、他の健康保険との公平性の観点から見直しを進め、次回の保険料率改定に合わせて廃止すること。